

令和7年度事業計画

○公益社団法人下松市シルバー人材センター

1 基本方針

我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

一方、国が推進している働き方改革においては、地域における多様な雇用・就業機会の確保について、その担い手としてのシルバー人材センター（以下、「センター」という。）に大きな期待が寄せられていますが、センターを取り巻く環境は、改正高年齢者雇用安定法により民間事業所での雇用機会が70歳まで延長されるなど、新規入会会員の確保が厳しく会員数の減少が続いています。これは全国のセンター共通の問題であり、会員の拡大は喫緊の課題となっています。

当センターとしては、高年齢者が活躍できる社会を支援する公益社団法人として、地域に信頼されその期待に応えるため、健全な財政基盤の確立と効率的なシルバー事業の展開を図りながら、会員数の増加、就業機会の確保・拡大等に努め、市内高年齢者の多様な就業・社会参加の促進を図り、適正就業・安全就業の推進に努めます。

また、昨年11月1日に施行されたフリーランス新法に対応するため、新たな契約方式（包括的契約）での就業ができるよう規約等の整備を行います。

2 事業計画

（1）会員の拡大

- ① 毎月1回の定期的な入会説明会の開催について、市広報紙などマスメディアを通じて周知を図り、就業人員の拡大につながる新規会員の確保に努めます。
- ② 会員1人1会員獲得運動として、県シ連が実施している会員紹介報奨制度を活用しながら、会員の口コミ活動等による積極的な入会勧誘により、新規会員の獲得に向け、会員と役職員が一丸となって取り組んでいきます。
- ③ センター主催の介護予防セミナーや健康教室などを通じて、女性会員の加入促進に努めます。
- ④ ゴールド会員・夫婦会員制度を導入し退会抑止、加入継続に努めます。

（2）就業機会の確保・拡大

- ① 公共団体、民間事業所、一般家庭から就業情報を収集するなど就業機会の確保に努めます。
- ② 適正な事業運営に取り組むとともに、労働者派遣事業の推進を図り、就業機会の拡大に努めます。

- ③ 就業開拓推進員による市内各住戸への受注 PR チラシのポスティングや住戸者との面談を通して受注拡大に努めます。また、ハローワークでの高齢就職者のシルバーへの誘導（入会説明会の参加等）に努めます。
- ④ 職業紹介事業の推進を図り、就業機会の創出に努めます。
- ⑤ 独自事業の「正月飾り製作班」、「布倶楽部」の事業活動を推進し、新たな事業の調査・開拓を進め、体制強化と販路の拡大に努めます。

（３）安全・適正就業の推進

- ① 安全委員会等での審議を基にした「安全就業基準」や「安全就業基準指導要綱」の周知徹底を図り、『事故ゼロ』を目指します。
- ② 「安全・適正就業推進大会」を開催し、会員の安全及び適正就業への意識の向上に努めます。
- ③ 「適正就業基準要綱」に基づく適正かつ公平な就業の推進に努めます。
- ④ 就業相談窓口を活用して、就業の適正化に努めます。

（４）普及啓発活動の推進

- ① 市広報やホームページの活用、また、行政等が開催する行事に積極的に参加し、シルバー事業のPRと効果的な普及啓発活動を推進します。
- ② 「シルバー事業普及啓発促進月間」にボランティア活動を実施し、地域社会に信頼されるシルバー事業の浸透を図ります。
- ③ 「下松市シルバー人材センター グラウンド・ゴルフ大会」が、市民と会員との交流の場であるとともに、シルバー事業の普及啓発の場となるよう努めます。
- ④ 会報「星のさと」及び「事務局だより」等を会員及び関係機関等へ配布し、情報提供と普及啓発に努めます。

（５）組織体制の充実・強化

- ① 公益社団法人として法令遵守に努め、活力ある地域社会づくりに寄与します。
- ② 「第４次中期基本計画」（令和６年度～令和１０年度）の目標達成に向けて各種事業の取り組みを推進します。
- ③ 理事会及び各専門委員会等の機能充実に努め、効率的な運営に努めます。
- ④ 事務局機能の効率化・簡素化を図り、会員主導型の事業展開を推進します。

（６）講習会・研修会の開催

- ① 地域社会からの多様なニーズに対応するため、講習会・研修会への積極的な参加促進を図り、会員の資質向上に努めます。
- ② 会員・役職員を対象とした研修会及び親睦会を開催します。

1 基本方針

- (1) 指定管理者制度に基づく指定（令和6年度～令和10年度）を受けていることに伴い、制度の趣旨を踏まえ、より一層の利用者の拡大と健全な運営に努めます。
- (2) 勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図る施設として、有効な利用促進を図ります。
- (3) 行政機関や各種団体、一般市民との協力関係を構築しながら、健康の保持、体力の増進、教養文化の向上を図るとともに、職業支援事業の推進と施設の安全・円滑な管理運営に努めます。

2 事業実施計画

(1) 施設の利用促進

- ① 設置目的に沿った公平な利用促進を図ります。
- ② 市広報等の活用、パンフレット等の配布による広報活動を積極的に展開し、利用拡大に努めます。
- ③ 施設・設備の良好な維持管理のため、日常点検及び定期点検を実施し、利用者の安全に努めます。

(2) 体力づくり

健康の維持管理や体力増進の場として、体育室とトレーニング室の利用促進を図ります。

(3) 教養文化

自主事業の開催、自己啓発のための趣味、創作活動の講座・教室の開催を支援し、施設の利用促進を図ります。

(4) 就業支援

就職情報を提供し、職業技能講習会の場として利用促進を図ります。

3 自主事業

(1) フラワーデザイン教室

(2) 囲碁・将棋同好会